



福岡県医発第1600号(地)  
平成18年12月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師  
会長 横倉 義武



労災保険における生活療養及び生活療養を受ける場合の  
入院料等の取扱いについて

平成18年6月21日に成立した『健康保険法等の一部を改正する法律』（法律第83号）に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正（平成18年9月8日厚生労働省告示第485号）及び診療報酬の算定方法の一部改正（平成18年9月12日厚生労働省告示第493号）により、療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、新たに創設された「生活療養」が適用されることとなり、当該生活療養を受ける場合の入院料等の点数が設定されております。

今回の健康保険法等の一部改正は、生活療養を受ける患者に対し、食費の負担の他に居住費（光熱水費）についても負担していただくものですが、実際に提供される医療及び食事の水準については変更されておられません。

したがって、療養に必要な費用を全額保険給付している労災保険においては、新たに創設された生活療養の概念を適用する必要があることから、被災労働者が療養病床に入院する場合には、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、食事療養及び生活療養の費用額算定表の「第一 食事療養」に定める金額の1.2倍により算定することとし、療養病棟入院基本料2等の入院料等についても、生活療養を受ける場合の点数を適用せず、従前どおりの点数により算定する旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、本件につきまして会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



事務連絡（保 146）  
平成18年11月8日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
石 井 正



労災保険における生活療養及び生活療養を受ける場合の  
入院料等の取扱いについて

平成18年6月21日に成立いたしました『健康保険法等の一部を改正する法律』（法律第83号）に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正（平成18年9月8日厚生労働省告示第485号）及び診療報酬の算定方法の一部改正（平成18年9月12日厚生労働省告示第493号）により、療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、新たに創設された「生活療養」が適用されることとなり、当該生活療養を受ける場合の入院料等の点数が設定されたところであります。

しかし、今回の健康保険法等の一部改正は、生活療養を受ける患者に対し、食費の負担の他に居住費（光熱水費）についても負担していただくこととなりますが、実際に提供される医療及び食事の水準について変更されるものではありません。

したがって、療養に必要な費用を全額保険給付している労災保険においては、新たに創設された生活療養の概念を適用する必要がないことから、被災労働者が療養病床に入院する場合には、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、食事療養及び生活療養の費用額算定表の「第一 食事療養」に定める金額の1.2倍により算定することとし、療養病棟入院基本料2等の入院料等についても、生活療養を受ける場合の点数を適用せず、従前どおりの点数により算定することとなります。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

<添付資料>

労災保険における生活療養及び生活療養を受ける場合の入院料等の取扱いについて  
（平18.10.31 基労補発第1031001号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）



基勞補発第1031001号

平成18年10月31日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災保険における生活療養及び生活療養を受ける場合の  
入院料等の取扱いについて

今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴う入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正（平成18年9月8日厚生労働省告示第485号）及び診療報酬の算定方法の一部改正（平成18年9月12日厚生労働省告示第493号）により、療養病床に入院する70歳以上の高齢者（以下「特定長期入院者」という。）について、新たに創設された生活療養が適用されることとなり、当該生活療養を受ける場合の入院料等の点数が変更されたところである。

今回の健康保険法等の改正は、介護保険法との均衡等の観点から、特定長期入院者について、入院に係る従来の食費の保険者と患者との負担割合を変更し、患者の負担分を増加させるとともに、居住費（光熱水費）を新たに負担させる法律上の仕組みを創設したものであり、特定長期入院者に対する治療や食事等（以下「治療等」という。）の水準が変更になったものではなく、医療機関はこれまでどおりの治療等を提供するものである。

したがって、療養に必要な費用を全額保険給付する労災保険においては、当該改正を前提とした改定を行う必要がないことから、被災労働者が療養病床に入院する場合にあつては70歳以上であるか否かにかかわらず、食事療養として、従前どおり、食事療養の費用額算定表に定める金額の1.2倍により、算定することとし、入院料等についても、従前どおりの点数により算定することとする。

なお、本取扱いについて関係職員に周知するとともに、適宜、医療機関等に周知することとされたい。